

一般社団法人日本ボーイスカウト熊本県連盟役員選任規程（定款施行規則第 5 号）

第 1 章 総則

（適用）

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本ボーイスカウト熊本県連盟（以下「県連盟」という）定款第 2 7 条に規定された役員を選任について必要な事項を定める。

（理事及び監事の選任方法）

第 2 条 理事及び監事の選任は、次の通り行う。

- (1) 定款第 2 8 条第 5 項に規定する地区を代表する理事（以下「地区代表理事」という。）は、地区の総会の決議を経た候補者として当該地区の推薦を受け、総会の承認をもって選任とする。
- (2) 選出理事及び監事の選任は、代表会員の無記名投票の選挙による投票（代理人が持参した当該者の議決権行使書の書面による投票並びに議決権行使書の書面送付による書面投票をいずれも含む）によって行う。ただし、理事または監事候補者の合計数が第 8 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでのものを選任することとする。
- (3) 選出理事および監事は、代理権を証明する書類を県連盟に提出した代表会員であることとする。

2 前項第 2 号の投票は次の順序によって行う。

- (1) 選出理事
- (2) 監事

（選挙立会人）

第 3 条 第 2 条第 2 項の選挙に当たって、県連盟コミッショナーは代表会員の中から、2 人以上の開票立会人を指名する。

2 選挙立会人は、開票を監督し、その選挙に関して生じた疑義を処理する。

（投票の無効）

第 4 条 次の各号の投票は、これを無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を使用しなかったもの。
- (2) 投票時に投票用紙を切り離したもの。
- (3) 定められた連記数以上に○印を記入したものは、その投票のすべてを無効とする

。

- (4) ○印以外の記号等が記入されたものは、その枠のみ無効とする。
- (5) ○印が著しく枠外にはみだしたものは、その枠のみ無効とする。
- (6) 議長によって投票の終了が告げられるまでに投票されなかったもの。

(得票数の同数)

第 5 条 選挙において、得票数が同数の者のうち、ある者だけを当選者としなければならない場合は、開票立会人が抽選によって当選者を決定する。

## 第 2 章 理事長及び副理事長の選任

(理事長の選任)

第 6 条 理事長の選定は、総会における理事選任後の理事会において、理事が互選により行う。

2 前項の規定にかかわらず理事長が欠けたときは、理事会において速やかに選定する。

3 理事の互選方法は次のとおりとする。

(1) 立候補者が複数の場合は、理事会で話し合いにより決定するが、話し合いがつかない場合は次に定める投票により選任する。

イ 初回投票で有効票数の過半数を得た者とする。

ロ 初回投票で過半数に満たない場合は、得票数上位 2 人を対象に再投票を行い、得票数の多い者とするが、同数の場合は抽選により選任する。

ハ 初回投票で同数得票者を含む上位が 3 人以上の場合は、その者を対象に再投票を行い、上記イ、ロの手順を準用する。

(2) 立候補者がいない場合は、話し合い又は投票により選任する。投票による場合は、前号の規定を準用する。

(3) 在任期間が 1 年を超える理事長は、定時総会終了後に開催される理事会において、継続して在任することの承認を得るものとする。

(副理事長の選任)

第 7 条 副理事長は第 6 条の規定により選任された理事長が理事の中から 3 人以内を指名して選任できる。

## 第 3 章 理事及び監事の選任

(理事の選任)

第 8 条 理事それぞれの区分による定数は次の各号のとおりとする。

(1) 地区代表理事

各地区： 1 名

(2) 選出理事

4 名以上、5 名以内

- 2 前項に定める届出は、別紙 1 (第 1 号様式) の用紙を用いて行い、推薦される者の氏名、所属する団名、生年月日、経歴(研修歴、指導者歴)及び所信を記載し、地区協議会の推薦を受けなければならない。
- 3 代表会員及び成年の個人会員は、選出理事の候補者(以下「理事候補者」という。)になることができる。
- 4 法人法第 65 条に掲げる者、日本連盟名誉会議又は定款第 41 条に規定する県連盟名誉会議で名誉に悖るとして懲戒又はこれに類する処分を受けその日から 5 年を経過していない者は理事候補者になることはできない。
- 5 理事候補者になろうとする者は、基礎訓練課程終了者とする
- 6 理事候補者になろうとする者は、成人指導者として登録が継続 3 年以上あること。
- 7 理事候補者になろうとする者は、理事長が定めた期日の午後 5 時までには到着するように、書留郵便等で配達記録が残る郵便によって、その旨を一般社団法人日本ボーイスカウト熊本県連盟組織規程第 3 条第 3 項第 1 号に規定する役員選挙管理委員会の長宛てで事務局に届け出なければならない。
- 8 前項に定める届出は、別紙 2 (第 2 号様式) の用紙を用いて行い、理事候補者の氏名、所属する団名、生年月日、経歴(研修歴、指導者歴)及び所信を記載し、団委員長長の推薦を受けなければならない。  
団委員長が候補者の場合は育成会長が推薦の署名を行い、登録された団委員の氏名が記載された推薦を議題とした団委員会議事録を添付する。
- 9 役員選挙管理委員会の長は、理事の選挙を行う総会の 10 日前までに到着するよう、前項別紙 2 (第 2 号様式) を理事の選挙広報として代表会員に送付する。
- 10 理事は、前任者の任期満了に伴い選挙するものとする。
- 11 投票は次のとおりとする。  
立候補者氏名が印字された投票用紙(第 4 号様式)のそれぞれの立候補者氏名欄の左欄に理事にしてよい場合は○印を付ける。
- 12 当選者の決定は次のとおりとする。  
得票数の最も多かった者から、順次、理事候補者を当選者とする。ただし、有効投票総数の過半数を獲得できなかった理事候補者は理事候補者数が第 1 項の各号に定める数に達していなくても当選者とすることはできない。この場合は速やかに補欠選挙を行うものとする。

(監事の選任)

第 9 条 監事の総数は、2 人以上 3 人以内とする。

2 代表会員及び成年の個人会員は、監事の候補者（以下「監事候補者」という。）になることができる。ただし、法人法第 65 条に掲げる者、日本連盟名誉会議又は定款第 4 2 条に規定する県連盟名誉会議で名誉に悖るとして懲戒又はこれに類する処分を受けその日から 5 年を経過していない者は監事候補者になることはできない。らない。

3 監事候補者になろうとする者は、基礎訓練課程修了者とする。

4 監事候補者になろうとする者は、成人指導者として登録が継続 3 年以上あること。

5 監事候補者になろうとする者は、理事長が定めた期日の午後 5 時までには到着するように、書留郵便等によって、その旨を役員選挙管理委員会の長宛てで事務局に届け出なければならない。

6 前項に定める届出は、別紙 3（第 3 号様式）の用紙を用いて行い、監事候補者の氏名、所属する団名、生年月日、経歴（研修歴、指導者歴）及び所信を記載し、団委員長長の推薦を受けなければならない。

団委員長が候補者の場合は育成会長が推薦の署名を行い、登録された団委員の氏名が記載された推薦を議題とした団委員会議事録を添付する

7 役員選挙管理委員会の長は、監事の選挙を行う総会の 10 日前までに到着するよう、前項別紙 3（第 3 号様式）を監事広報として代表会員に送付する。

8 監事は、前任者の任期満了に伴い選挙するものとし、欠員は本条を準用して補充選任することができる。

9 投票は立候補者氏名が印字された投票用紙（第 5 号様式）のそれぞれの立候補者氏名欄の左枠に監事にしてよい場合は○印を付ける。○印以外のものを記載した場合は無効とする。

10 得票数の最も多かった者から、順次、第 1 項に定める数までの監事候補者を当選者とする。ただし、有効投票総数の過半数を獲得できなかった監事候補者は監事候補者数が第 1 項に定める数に達していなくても当選者とすることはできない。この場合は速やかに補欠選挙を行うものとする。

#### 第 4 章 県連盟コミッショナーの選任

（県連盟コミッショナーの選任）

第 10 条 県連盟コミッショナーは、理事会において候補者を選考し、日本連盟の指示する手続きに従い推薦する。

2 県連盟コミッショナーの候補者は日本連盟諸規定の県連盟のコミッショナーの委嘱及び任務等の要件すべてを満たすものとする。

3 県連盟コミッショナーは日本連盟からの委嘱状をもって選任とする。

## 第 5 章 補 則

(虚偽記載に対する処分)

第 11 条 立候補届別紙 2 (第 2 号様式)、別紙 3 (第 3 号様式)において虚偽の記載をした候補者については、その立候補を無効とする。当選後に虚偽記載が発覚した場合も同じとする。

(規程の改廃)

第 12 条 本規程の改廃は、総会の決議によって行う。

(委任)

第 13 条 この規程に定めのない事項については、法令、日本連盟が定める定款・教育規程及びその諸規程の示すところに従って総会において定める。

## 附則

- 1 この規程は、一般社団法人日本ボーイスカウト熊本県連盟定款の施行の日から施行する。
- 2 この規程は、平成 27 年 2 月 22 日から施行する。
- 3 この規程は、平成 27 年 6 月 14 日から施行する。
- 4 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

選管收受印

地区代表理事推薦届

一般社団法人日本ボーイスカウト熊本県連盟

役員選挙管理委員会 委員長 殿

一般社団法人日本ボーイスカウト熊本県連盟役員等選任規程第 8 条第 2 項に基づき〇〇年度改選の地区代表理事に推薦します。

(フリガナ) 氏名	生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日 (満〇〇歳)	登録番号	
所属		地区名 (所属団)		
定款第 2 8 条第 5 項関係の職務		〇〇地区委員長 ( 第 団)		

経歴

① 研修歴

② 研修種別	受講歴
基礎訓練課程	〇年〇月〇日 〇〇課程
その他研修歴	

③ 指導者歴 (過去 2 年)

団内役務	期 間
主登録	〇年〇月〇日～現在
地区、県連役務	期 間

所信

(抱負、任期中実現したいこと及び地区の活性化などを簡潔に記載する。)

上記の者を地区代表理事として推薦致します。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地区協議会長 氏 (自署) 名

印

地区の推薦を受け理事としての責務を果たします。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地区委員長 氏 (自署) 名

印

(注 1) 用紙が足りないときは日本工業規格 A 4 版の用紙に任意に追加すること。

(注 2) 本届出はそのまま選挙広報となるので、丁寧に書くこと。

(注 3) 経歴に虚偽の記載があった場合、推薦届出を無効とするほか、スカウトの名誉に悖る行為を行った者として名誉会議議対象となるので十分注意すること。

選管收受印

理事立候補届

一般社団法人日本ボーイスカウト熊本県連盟

役員選挙管理委員会 委員長 殿

私は、一般社団法人日本ボーイスカウト熊本県連盟役員等選任規程第 8 条第 9 項に基づき〇〇年度改選の理事に立候補します。

(フリガナ) 氏名	生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日 (満〇〇歳)	登録番号	
所属団		第 団		
兼務している公職・各種委員等				

経歴

④ 研修歴

⑤ 研修種別	受講歴
基礎訓練課程	〇年〇月〇日 〇〇課程
その他研修歴	

⑥ 指導者歴 (過去 2 年)

団内役務	期 間
	〇年〇月〇日～現在
地区、県連役務	期 間

所信

(立候補理由、抱負、当選後の任期中実現したいことなどを簡潔に記載する。)

上記のとおり、立候補を届け出ます

〇〇年〇〇月〇〇日

氏 (自署) 名

印

上記の者を理事候補として推薦致します。

団委員長 (育成会長)

印

(注 1) 用紙が足りないときは日本工業規格 A 4 版の用紙に任意に追加すること。

(注 2) 本届出はそのまま選挙広報となるので、丁寧に書くこと。

(注 3) 団委員長が候補者の場合は育成会長が推薦の署名をすること。

(注 4) 経歴に虚偽の記載があった場合、立候補届出を無効 (当選の無効を含む) とするほか、スカウトの名誉に悖る行為を行

た者として名誉会議の付議対象となるので十分注意すること。



選管收受印

監事立候補届

一般社団法人日本ボーイスカウト熊本県連盟

役員選挙管理委員会 委員長 殿

私は、一般社団法人日本ボーイスカウト熊本県連盟役員等選任規程第 9 条第 7 項に基づき〇〇年度改選の監事に立候補します。

(フリガナ) 氏名	生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日 (満〇〇歳)	登録番号
--------------	------	------------------	------

所属団

第 〇 団

兼務している公職・各種委員等

経歴

① 研修歴

② 研修種別

受講記録

基礎訓練課程

〇年〇月〇日

その他研修歴

③ 指導者歴 (過去 2 年)

④ 団内役務

期 間

〇年〇月〇日～現在

地区、県連役務

期 間

所信

(立候補理由、抱負、当選後の任期中実現したいことなどを簡潔に記載する。)

上記のとおり、立候補を届け出ます

〇〇年〇〇月〇〇日

氏 (自署) 名

印

上記の者を監事候補として推薦致します。

団委員長 (育成会長)

印

(注 1) 用紙が足りないときは日本工業規格 A 4 版の用紙に任意に追加すること。

(注 2) 本届出はそのまま選挙広報となるので、丁寧に書くこと。

(注 3) 団委員長が候補者の場合は育成会長が推薦の署名をすること。

(注 4) 経歴に虚偽の記載があった場合、立候補届出を無効 (当選の無効を含む) とするほか、スカウトの名誉に悖る行為を行った者として名誉会議の付議対象となるので十分注意すること。



